

法令等遵守の体制

コンプライアンス（法令等遵守）とは、法令やルールを厳格に遵守することはもとより、さらには社会的規範を全うすることをいいます。

金融機関にはその社会的機能から高い公共性を求められており、コンプライアンスへの取り組みが一層重要となっています。

当金庫では、「法令等遵守委員会」、さらに「リスク管理・コンプライアンス統括室」を設置し、法令等遵守の体制強化に努めています。また「社内信用金庫行動綱領」、「法令等遵守マニュアル」、「公益通報者保護に関する規程」を制定し、役職員一人一人が地域金融機関としての社会的使命と高い公共性を常に自覚するとともに、責任ある健全な業務運営の遂行に努め、法令等遵守の浸透・定着を図っています。

また、毎年度コンプライアンスを実現するためのコンプライアンスプログラムを策定し、「コンプライアンス教育研修」等を実施しています。



交通安全並金融防犯教室
(稚内警察署のご協力により昭和51年より実施)

【 稚内信用金庫行動綱領 】

稚内信用金庫（以下、金庫という。）は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織の金融機関として、業界が掲げる〈中小企業の健全な発展〉、〈豊かな国民生活の実現〉、〈地域社会繁栄への奉仕〉の三つのビジョンの下、その社会的使命を自覚し地域の発展のために尽力してきた。

これからも、その社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するため、茲に行動綱領を定める。

平成20年度コンプライアンス・プログラム達成状況	
施策	実施の方法および時期等
1. 経営の関与 【理事会】 ・コンプライアンス・プログラムの決定 ・コンプライアンス・プログラムの進捗状況・達成状況の評価、重要事象報告検証等 ・常勤役員、常勤監事が全店及び北信協研修等へ参加、庫内報への寄稿	・平成20年4月14日の理事会で決定 ・進捗状況報告 平成20年10月の理事会に報告 ・重要事象報告 随時、重要事象を報告 ・常勤理事、常勤監事が全店及び北信協研修等へ参加（7講座） ・庫内報3回発行、理事長ほか寄稿
2. 諸規程類 【規程・マニュアル等の整備】	・法令等遵守委員会を開催 年間32回
3. 遵守管理体制 【コンプライアンス実践の検証】	・監事による監査 22営業店 ・検査部による定例検査 23営業店及び本部 ・リスク管理・コンプライアンス統括室の臨店検証 10営業店 ・旭川・札幌地区営業本部コンプライアンス指導担当者の臨店指導 4営業店、29回
4. 研修体制 【コンプライアンス教育研修】 ①人事教育研修 ・全信協主催研修への派遣 ・北信協主催研修への派遣 ・内部集合研修 ・与信取引に係る説明態勢研修 ・その他関係他団体主催研修への派遣 ・投資信託、保険窓販研修 ②部店内研修 ③交通安全並びに防犯教室開催 ④顧問弁護士との意見交換会開催 ⑤稚内警察署幹部と当金庫役員との意見交換会 【通信教育】 【認定試験】	①幹部職員対象コンプライアンス講座他、平成20年度人事教育研修計画に従って随時実施 合計 66講座 206名受講 ・自己査定研修 審査部 6回開催、91名参加 ・旭川方面公安委員会・北海道暴走センター主催 不当要求防止責任者講習(稚内) 9名参加 ・振り込み詐欺防止会議参加 (所轄警察署主催) 稚内警察署、天塩警察署、枝幸警察署、道警本部 ・旭川中央警察署による反社会的勢力排除講習 ・防犯訓練 南支店/平成20年5月14日(稚内警察署) ・ブロック別に7回開催、191名参加、営業店長会議2回開催にて ②コンプライアンス(規程等の周知含む) 勉強会 各部店単位で随時開催 759回開催 ③稚内地区 平成20年11月10日開催 講師 所轄警察署 天塩警察署 平成20年12月10日開催 講師 所轄警察署 旭川地区 平成20年12月3日開催 講師 所轄警察署 ④平成20年7月14日開催 講師 稚内地区顧問弁護士 ⑤平成20年11月10日開催 必修講座132名、任意講座55名受講 希望者随時受験 個人情報保護オフィサー 17名合格 コンプライアンス・オフィサー 19名合格
5. モニタリング体制とフォローアップ 【法令等遵守委員会】 ・交通事故報告、相談苦情等の対応 【リスク管理・コンプライアンス統括室】 ・職場離脱状況 ・臨店指導 【全部室店】 ・コンプライアンス、リスク管理態勢の強化、自店検査の厳正実施 ・職場離脱前後および離脱中の業務点検 ・苦情・要望、事務事故報告等の検証と再発防止策の指示徹底	法令等遵守委員会に対応 ・連続5営業日以上職場離脱 (281名、100%) ・臨店指導 (14店舗実施) ・営業店における勉強会、毎月の店内検査報告書により対応 ・都度実施 ・随時対応

平成21年度コンプライアンス・プログラム	
項目	実践計画の具体的施策
① 経営の関与 【 理 事 会 】	・次年度コンプライアンス・プログラムの決定 ・コンプライアンス・プログラムの見直し ・コンプライアンス・プログラムの進捗・達成状況の評価、重要事象報告検証等 ・常勤役員の営業店事務会議参加によるコミュニケーション醸成と内部の管理体制の強化 ・常勤役員のコンプライアンス研修等への参加、庫内報への寄稿 ・常勤役員による個人情報保護についての指導(定例検査時)
② 諸規程類 【規程・マニュアル等の整備】	・法令等遵守マニュアル・付随規程の見直し ・法施行、改正に対応した規程、マニュアル等を見直し ・苦情・事務事故等に対応した事務規程・要領等を見直し
③ 遵守管理体制 【コンプライアンス実践の検証】	・監事による監査 ・検査部による定例検査(年1回)、規程等に対する改善提案 ・リスク管理・コンプライアンス統括室の臨店検証 ・旭川・札幌地区営業本部コンプライアンス指導担当者による臨店指導
④ 研修体制 【コンプライアンス教育・研修】 ◇ 人事教育研修 ◇ 部 店 内 研 修 (パート職員含む) ◇ 交通安全並びに防犯教室開催 ◇ 警察当局や顧問弁護士との講習会や意見交換会開催 【 通 信 教 育 】 【 認 定 試 験 】	・全信協主催研修への派遣 ・北信協主催研修への派遣 ・内部集合研修 ・その他関係他団体主催研修への派遣 ・与信取引に係る説明態勢研修 ・コンプライアンス(規程等の周知含む) 研修、勉強会 ・苦情・要望、事務事故についての勉強会 ・地区別に開催する(稚内地区は11月中旬開催予定) ・地区別、階層別に実施する ・金融コンプライアンス基本コース、個人情報保護法コース等 ・コンプライアンス・オフィサー認定試験 1級、2級受験動員継続
⑤ モニタリング体制とフォローアップ 【法令等遵守委員会】 【リスク管理・コンプライアンス統括室】 【全部室店】 【コンプライアンス担当者】	・交通事故報告、相談・苦情、事務事故等の対応 ・コンプライアンス・プログラムの見直し、策定 ・コンプライアンス・プログラムおよび進捗・達成状況の開示 ・職場離脱状況(全職員)の検証 ・臨店による不祥事件・事務事故等未然防止等指導(10店舗程度) ・検査部検査後のフォローアップ ・コンプライアンス担当者等に対するヒアリング ・苦情・要望、事務事故報告等の検証と再発防止策の指示徹底 ・コンプライアンス、リスク管理態勢の強化、自店検査の厳正実施 ・職場離脱前後および離脱中の業務点検 ・部店コンプライアンス担当者による自己評価 ・個人情報保護(重要書類の保管管理、取扱)についての点検、評価

反社会的勢力に対する基本方針

私ども稚内信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) 前①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および本方針等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

保険募集指針

当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正な保険募集を行うための方針として、「保険募集指針」を定めております。

詳しくは当金庫本支店の店頭ポスター、または当金庫ホームページをご覧ください。